

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	須賀川市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.sukagawa.fukushima.jp/7604.htm

執行機関名 須賀川市教育委員会

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	須賀川市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成12年須賀川市条例第24号)による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		須賀川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年須賀川市条例第42号)別表第1第7の項 須賀川市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成12年須賀川市条例第24号)による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年11月29日法律第238号)第1条	須賀川市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成12年須賀川市条例第24号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭のうち所得の低い家庭及び父母のない児童に対し医療費の一部を助成することにより、その健康と福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		須賀川市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例 須賀川市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則